

(参考)

【気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）までの道のり】

COPとは、Conference of Parties（締約国会議）の略称で、1992年（H4）に国連で採択された「気候変動枠組条約」締約国の代表が、年に1度集まり、温室効果ガス排出削減等の環境対策について話し合う会議です。

1997年（H9）開催のCOP3で採択された「京都議定書」により、先進国に対してCO₂をはじめとする温室効果ガスの削減義務が課せられました。

しかし、当時の最大排出国であったアメリカが国内で議会の承認が得られず離脱したこと、そして、削減目標を課せられていなかった中国やインドなどが急速な経済発展を遂げ、温室効果ガス排出国の上位を占めることになったことにより、世界すべての国・地域が参加する、実効的な対策の検討が必要になりました。

2010年（H22）年にメキシコで開催されたCOP16において、「カンクン合意」がなされました。その内容は、京都議定書を離脱したアメリカや、数値目標を持たない中国やインドなどにも温室効果ガスの排出削減を求めるものです。

しかし日本は、途上国に削減義務付け（法的拘束力）がないことを不服とし、京都議定書の第二約束期間（2013～2020年）には不参加の立場を取り、期間内の数値目標を示していませんでした。

【COP21 パリ協定について】

開催期間：2015年11月30日から12月11日

開催地：フランス パリ

※2020年以降、世界196の国・地域すべてが温室効果ガス削減に取り組む法的な枠組みを制定

●目標

産業革命前からの気温上昇を2.0℃未満に抑制

1. 5℃未満に収まるよう努力

●CO₂等排出削減に向けた対策

- ・各国ごとのCO₂排出削減目標の報告義務付け
- ・目標達成に向けた国内対策の実施を義務付け（削減目標の達成については義務付けなし）
- ・目標は5年ごとに見直す
可能な限り、より難易度の高い目標を設定。
- ・2023年以降、5年ごとに世界全体の排出削減状況を検証

●途上国支援

先進国に資金援助の努力義務

先進国以外にも自発的な拠出を奨励

主要排出国のCO₂等温室効果ガス削減目標

国・地域	削減目標			CO ₂ 排出量 シェア 【2010年】
	いつの時点で	どの時点より	削減率	
中国	2030年までに	国内総生産あたり 2005年比	60～65%	3%
アメリカ	2025年に	2005年比	26～28%	14%
EU	2030年までに	1990年比	14%	10%
インド	2030年までに	国内総生産あたり 2005年比	33～35%	6%
ロシア	2030年までに	1990年比	25～30%	5%
日本	2030年までに	2013年比	26%	3%

※ 2016（平成28）年9月 中国、アメリカが批准